

事故報告について

介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、該当利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとなっております。

については、事故報告の事項については、速やかに市町村（「被保険者の属する市町村」及び必要に応じて「事業所・施設が所在する市町村」）に報告することになっておりますので各事業者については再度十分認識願うとともに、毎年の集団指導の際に京都府にも報告をお願いしているところです。

なお、報告用紙については、京都府「事故報告書（別紙参考様式）」を定めておりますが、市町村で独自の様式を定めている場合もありますので、その場合は、その指定様式により報告することになりますのでご注意ください。

*京都市の報告様式は、添付ファイル「京都市取扱要領」のとおりです。

【事業者が報告するべき事項】

- (1) 介護保険適用サービス利用者に関する事故
- (2) 介護保険指定事業所が関与する不適切なサービス、法令違反事由
- (3) 事業所が報告するべき内容
 - ①事業所の概要 ②利用者 ③事故の内容 ④事故発生時の対応
 - ⑤事故発生後の対応 ⑥再発防止の取組
- (4) 速やかに報告（10日以内）

【事故の内容（事故の種別）】

1死亡、2骨折、3火傷、4創傷、5誤嚥、6異食、7薬の誤配、8結核、9その他の感染症（ ）、10疥癬、11食中毒、12財物の損壊・滅失、13交通事故、14従業員の法令違反、15その他（ ）、16（死亡年月日 ）

担 当	介護保険事業室 審 査 担 当
Tel	075(414)4675
Fax	075(414)4572